

自動車ターミナル法施行規則

1. 案内情報

- 手続名 : 報告書等の提出
- 手続根拠 : 自動車ターミナル法施行規則第20条
- 手続対象者 : トラックターミナル事業者
- 提出時期 : 自動車ターミナル事業法施行規則第20条記載の各号の事実の発生後2週間以内(役員又は社員の変更の場合にあつては、前年7月1日から6月30日までの期間にかかわる変更については毎年7月31日まで)
- 提出方法 : 報告書を作成し、下記へ提出してください。
・北海道運輸局自動車部
・東北運輸局自動車部貨物課
・新潟運輸局自動車部貨物課
・関東運輸局自動車第二部貨物運送振興課
・中部運輸局自動車部貨物運送振興課
・近畿運輸局自動車部貨物運送振興課
・中国運輸局自動車部貨物課
・四国運輸局自動車部貨物課
・九州運輸局自動車部貨物運送振興課
・沖縄総合事務局運輸部
- 手数料 : 無し
- 添付書類・部数 : 自動車ターミナル法施行規則第20条、部数は提出先へお問い合わせ下さい。
- 申請書様式 : 提出先へお問い合わせ下さい。
- 記載要領・記載例 : 提出先へお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

提出先 :

- ・北海道運輸局自動車部貨物運送振興課 011-290-2743
- ・東北運輸局自動車部貨物課 022-299-8868
- ・新潟運輸局自動車部貨物課 025-244-7579
- ・関東運輸局自動車第二部貨物運送振興課 045-211-7248
- ・中部運輸局自動車部貨物運送振興課 052-961-8037
- ・近畿運輸局自動車部貨物運送振興課 06-6949-6448
- ・中国運輸局自動車部貨物課 082-228-3438
- ・四国運輸局自動車部貨物課 087-835-6365
- ・九州運輸局自動車部貨物運送振興課 092-472-2528
- ・沖縄総合事務局運輸部陸運第一課 098-866-0031

受付時間 : 提出先へお問い合わせ下さい。

相談窓口 : 提出先に同じ。